## 津山市立高田小学校 いじめ問題対策基本方針

#### ギ す 7 J. ŧ ( 生徒 像

- ・た の し む ・・・ 何事にも楽しく活動する子
- ・かんしゃする・・・ 感謝の心をもつ子 ・たかめあう ・・・ 仲間と互いに高め合う子

# いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・教育活動全体を通じ全ての児童に「いじめは決して許されないこと」を理解させ、豊かな情操や道徳心、コミュニケーション能力を養い、自己指導能力を育成する。 ・全職員がいじめ防止について共通認識を持ち、理解を図った上でいじめ問題の解決のための取組を推進する。軽微な事案を見逃さず、個別事案に丁寧に対応していくことで、100% ・全職員がいじめりかにについく共連節機ではアン、ためている。
  解決できる学校を目指す。
  ・校内研修や保護者対象の講演会、懇談会を実施し、教職員の指導力、保護者や児童の人権意識の向上についての推進を図る。
  ・自己有用感や存在感、有能感、充実感を感じられる学校づくりを進める。
  ・自己有用感や存在感、有能感、充実感を感じられる学校づくりを進める。
  ・いじめの早期発見のために学期ごとにアンケートを実施し、教育相談と連携させて情報把握をするとともに、得られた情報を教職員間で共有する。

### 保護者・地域との連携 学 校 関係機関等との連携 <連携の内容> < 連携機関名 > い じ め 問 題 対 策 委 員 会 ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校の ·津山市教育委員会 ・子校基本力軒をドIA総会で説明し、子校の いじめ問題への取組について保護者の理解 を得るともに、一緒に解決するというスタンス で対応する。また、学級懇談会や地区別懇談 会等を活用したいじめ問題についての意見交 換や協議の場を設定し、取組の改善に生か 学校警察連絡室 <連携の内容> ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣。特別支援コンサルテーション事業依頼。 <対策委員会の役割> ・ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成,実行・検証・修正の中核,相談窓口,発生したいじめ事案への対応 カウンセラー依頼 見守り隊や学校支援ボランティアに依頼し < 対策委員会の開催時期 > <学校側の窓口> 下校や授業の中で、より多くの目で見守る ・学期1回及び臨時対応 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・民生委員、学校運営協議会との懇談会で、 ・職員会議あるいは校内研修にて周知する 児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に <構成メンバー> <連携機関名> 校外 テラック。 ・学校便のやPTA新聞・HPに、いじめ問題等 の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の 紹介を掲載し、活用を促す。 • 津山警察署 PTA会長(学校運営協議会委員) 主任児童委員 スクールカウンセラ 公民館長 ・非行防止教室依頼 重大事件発生時の対応 校内 校長 教頭 生徒指導主事 教育相談担当 特別支援コーディネーター(担任) <学校側の窓口> • 教頭 全 教

### 学 が 実 取 校 施 る 組

- (1) ・高田小学校生徒指導全体計画による指導を全教職員で行うと共に、家庭や地域の関係団体と情報交換を通して組織的対応の向上を図る。
- ・支え合い高め合う学習集団を育てるために、学習規律や生活規律を徹底させ、落ち着いた環境を整え、児童がお互いを思いやり、生命を大切にする態度や自他の人権を尊重する意識を育成する。
- ・学習や学校行事、体験活動を通してコミュニケーション能力や社会性を育てると共に、児童自身が自己肯定感、自己有用感、自己有能感を高めることが
- できるように段階的な指導を行い、児童のモチベーションの向上を図る。
  ・全校児童、保護者、教職員に対して、いじめを未然に防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発や研修などを実施する。
  ・情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を実施する。 Ж
- ・代表委員会や委員会、縦割り活動を通じて児童に自分たちの問題を主体的に解決したり、集団生活を向上させたりする活動を進める。 防
- ・学級集団づくりと担任との人間関係・信頼関係づくりを進め、友達や教師へ相談しやすい環境をつくる。また、保護者との連携を強めると共に、スクール 2

- ・子級集団つくりと担任との人間関係・信頼関係つくりを進め、及達や教師へ相談しやすい環境をつくる。また、保護者との連携を強めると共に、メクールカウンセラー等、専門家を活用し教育相談の充実を図る。
   ・ふれあいミーティング(教育相談)を年2回実施し、気になる点についての情報交換をする。また、指導の方向性を示す。
   ・毎学期ごとに、いじめに特化したアンケートを行い、アンケート後に全児童との教育相談を持つ。2学期は担任以外の教員と教育相談をする。
   ・ネット利用実態のアンケート調査を行い、実態を把握すると共に、保護者と協力しながらネットいじめの早期発見を図る。
   ・教職員による日常的な観察や素早い情報交換(共有)会をもち、毎週金曜日の終礼には児童理解のための時間をとり、クラスの様子や気になる子の情報を職員間で共有する。また、方向性を示す。 発 見

(3)

期

1:

の

止

- 1:
- め
  - ・指導後の様子を定期的に継続して確認し、指導の結果を把握する。

の 対 処